

市産材を使った木造建築を応援します！ ～ 高山市匠の家づくり支援事業 ～

「高山市匠の家づくり支援事業」は、木造建築物への市産材活用を進める事業です。
お手続きには次の2つのタイプがありますので、当てはまるタイプをご確認ください。

① 建築主が申請（市内限定）

市内の方（建築主）が市内に木造建築を建てた場合に“市産材の使用量に応じた額”を助成

② 建築事業者が申請（市内外問わず）

市産材を使った木造建築を建てた場合に、市産材の使用量に応じた額を限度として“建築事業者が建築主へ贈呈する市産家具などの費用”を助成

1. 事業概要

タイプ	タイプ① 建築主が申請	タイプ② 建築事業者が申請
	市内建築主（市内）型	市内建築主（市外）型 / 市外建築主型
申請者	建築主（市民、市内の法人）	建築事業者（市内の事業者）
建築場所	市内	市内または市外
補助対象	市産材の使用量に応じた額を助成します。 ＜構造材＞ 市産材を使用した量（ m^3 ）に応じた額 ＜内装材＞ 市産材を使用した面積（ m^2 ）に応じた額	「建築事業者」が「建築主」へ贈呈する、市内の事業者が製造した家具などの購入費用を助成します。 ※タイプ①と同じ方法で算出した金額が限度額となります。
補助金の額	＜構造材＞ 1m^3 あたり <u>2万円</u> （構造材使用量（ m^3 ）× 20,000 円） ＜内装材＞ 1m^2 あたり <u>2千円</u> （内装材使用面積（ m^2 ）× 2,000 円）	
補助金の上限	50万円	
建物の種類	住宅、別荘、店舗、事務所など	
工事の種類	新築、増改築	
補足	・内装材だけの申請はできません（構造材を 0.1m^3 以上使用することが条件です）。 ・上限額（50万円）は、構造材と内装材それぞれで算出した額の合計額となります。	

2. 補助要件

- ・構造材の60%以上に市産材を使用する建築物であること
- ・市内に本店・支店または営業所がある工務店等が建築する建築物であること
- ・申請者は市税の滞納者でないこと

3. 構造材の種類

- ・土台、束、大引き、柱（通柱、管柱に限る）、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木（火打ちを除く）

4. 内装材の種類

- ・建築物内部の床面、壁面、天井面に内装仕上げとして使用される部材
- ・造り付け家具は対象外

5. 市産家具などの贈呈品について

- ・タイプ②の贈呈用物品（家具、木製品、伝統工芸品）は、市内に本店を有する事業者が製造し、市内に本店を有する事業者から購入したもの
- ・伝統工芸品は、国が指定する伝統工芸品または岐阜県知事が指定する郷土工芸品が対象

詳しくは高山市役所森林政策課（電話 0577-35-3143）まで